

国内対策の見直し(SRM の範囲)に係る食品健康影響評価について

1 これまでの経緯

平成 13.10	国内初の BSE の確認を受け、牛の頭部、脊髄、扁桃、回腸遠位部を SRM として、と畜場において除去及び焼却をすることをと畜場法により義務付け。
平成 16.2	牛の脊柱を SRM として指定し、食品への使用を禁止することを食品衛生法により義務付け。
平成 25.2	食品使用を禁止する脊柱の範囲を、全月齢から 30 か月齢超に変更。
平成 25.4	と畜場等において除去及び焼却を義務付ける SRM の範囲を、全月齢の扁桃及び回腸遠位部、30 か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱に変更。
平成 27.12	厚生労働省から、SRM について現行の範囲から、「30 か月齢超の頭部及び脊髄」に変更した場合のリスクの比較について諮問。 (併せて、健康と畜牛の BSE 検査の廃止を諮問)
平成 28.1	第 97 回専門調査会で審議。 → SRM の見直しに伴う飼料規制への影響及び輸入牛肉への影響についてリスク管理機関の整理を聞くべきとの議論。
平成 28.8	(健康と畜牛の BSE 検査の廃止に関する食品健康影響評価答申)
平成 28.9	リスク管理機関から回答を受けて、第 102 回専門調査会で審議。 → 引き続き、リスク管理機関と事務局において状況を整理する必要があるとの議論。
平成 30.7	OIE が BSE コード改正案を検討するアドホックグループを立ち上げ。
令和元.9	OIE が BSE コード改正案を公表。

2 国内外の状況

- (1) 昨年 9 月に公表された OIE の BSE コード改正案によると、管理されたリスク国と不明のリスク国の SRM の変更が提案されているが、無視できるリスク国の SRM の変更は提案されていない。
- (2) 平成 28 年 8 月に実施した健康と畜牛の BSE 検査の廃止に係るリスク評価から約 4 年が経過し、当該評価結果に基づくリスク管理措置が実施されているが、この間、国内において BSE は確認されず、引き続き、日本は OIE による無視できる BSE リスク国のステータスを維持している。
- (3) 非定型 BSE については、国内外で実施された調査研究において知見が更新されている。